

神崎町障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する方針

令和8年7月1日策定

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

2 用語の意義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

この調達方針において調達の対象となる障害者就労施設等とは、障害者優先調達推進法第2条第2項各号に定める施設とする。

4 適用範囲と担当部署

この調達方針は、神崎町全ての行政組織を対象とし、保健福祉課を担当部署とする。

5 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、次のような方法を実施する。

- （1）障害者就労施設等からの調達可能な物品等の情報収集に努め、各部署に対してその情報を提供する。
- （2）障害者就労施設等から物品等を優先的に調達するよう、適用部署に対し依頼する。

6 調達に係る目標

当該年度における調達目標額は、当該年度の予算の範囲内において、可能な限り調達に努めるものとする。

7 調達実績の取りまとめ及び公表

- （1）本推進方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要について本年度終了後に取りまとめ、公表に努めるものとする。
- （2）障害者就労施設等からの物品等の調達推進に資するよう、必要に応じて本方針の見直しを行うものとする。

附則

この方針は、令和8年4月1日から適用する。